

(イ) 高齢者の社会活動の振興のための指導者等育成事業

① 実施方法

高齢者の社会参加を促進するために高齢者を対象とした各種講習等を実施し、高齢者の中から指導者を育成する。

② 対象者

おおむね60歳以上の高齢者

③ 事業内容

- a 高齢者教養講座等事業（高齢者の生きがい・健康づくりに関するもの、いわゆる老人大学校運営事業）の実施
- b 高齢者の社会参加を積極的に促進することを目的とした指導的高齢者の養成・研修
- c その他、本事業として適当と認められる事業

(ウ) 仲間づくり支援事業

① 実施方法

仲間づくり支援相談員を配置し、高齢者サークルの立ち上げ、高齢者サークルへの入会、募集を支援する。

② 対象者

概ね60歳以上の者

③ 職員の配置

本事業を実施するために、仲間づくり支援相談員を2人以内配置するものとする。

④ 仲間づくり支援相談員の業務

仲間づくり支援相談員は、高齢者の仲間づくりを支援するために、高齢者サークル等の動向や高齢者のニーズを把握し、下記の事業を行うこととする。

- a 高齢者サークルの結成支援
- b 高齢者サークル活動に関する情報の収集及び提供
- c 高齢者サークルでの活動を希望する高齢者の相談・登録及び高齢者サークルへの紹介
- d 会員を募集している高齢者サークルからの相談・登録及び高齢者の紹介

e その他、本事業として適当と認められる事業

## (2) 寝たきり予防対策事業（寝たきり予防対策普及啓発事業）

### ア 事業の趣旨

高齢者の寝たきり状態を予防するための保健事業をはじめとする各種施策をより効果的に展開するために、関係部局及び市町村並びに関係団体等との連携を図り、地域の高齢者やその家族等に対して「寝たきりは予防できる」ことについて積極的な普及啓発活動等を行うことにより、寝たきり予防対策の一層の推進を図るものである。

### イ 事業内容

- (ア) 都道府県内の実績を十分把握した上で、寝たきり予防対策に向けた今後の推進方策について企画、立案及び事業の実施効果について分析等を行う。
- (イ) 市町村、保健所等に対し寝たきり予防対策の推進に必要な指導、助言を行い、効果的、効率的な事業実施に向けての支援を行う。
- (ウ) 住民に対し寝たきり予防推進のための広報紙、パンフレット、ポスター、ビデオその他広報媒体等を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (エ) 寝たきり予防推進対策のための住民大会、講演会等各種行事を通じ、寝たきり予防推進対策の普及・啓発を行うとともに、保健事業の重要性に対する住民の意識の高揚を図る。
- (オ) その他地域の実情に合わせて、寝たきり予防対策の推進のために必要な普及・啓発事業等を実施する。

### ウ 寝たきり予防推進本部の設置

- (ア) 都道府県は、衛生主管部（局）長、民生主管部（局）長、市町村長、保健所長、福祉事務所長、教育委員会、医師会・歯科医師会・看護協会、地域住民組織、老人クラブ等のそれぞれの代表者、保健師、報道関係者及びその他事業の推進に必要なと認められる者を構成員とする「寝たきり予防推進本部」を設置し、本事業の効果的、効率的な推進を図るものとする。
- (イ) 寝たきり予防推進本部は、本事業の推進を図るため、会議（以下「推進会議」という。）を開催し、積極的な運営を行うものとする。
- (ウ) 推進会議は、年4回程度開催するものとする。

## エ 留意事項

本事業の実施に当たっては次の事項に留意し事業を実施するものとする。

- (ア) 保健・福祉・医療関係部局との連携を図り、効果的な事業の推進を図る。
- (イ) 地域の住民組織及び老人クラブ並びに保健・福祉・医療の関係団体等を通じ、施策の充実を図る。

## (3) 介護予防指導者養成事業

### ア 事業の趣旨

市町村における介護予防事業の適切かつ効果的な推進を図るため、その具体的な進め方や手法に関する研修を実施し、もって、介護予防に関する専門性を有する指導者の養成を図るものである。

### イ 事業内容

都道府県において、市町村の介護予防事業に関わる者（保健師、理学療法士、作業療法士、運動療法指導担当者、ヘルパー等介護担当者、相談援助業務担当者等）を対象とした養成研修を実施する。

## (4) 高齢者訪問支援活動推進事業

### ア 事業内容

本事業は、在宅の高齢者に対して、話し相手や日常生活上の援助などの訪問活動等を実施している地域のボランティア等を対象に、実践的指導者となるリーダーの養成及び支援能力の向上を図るための講習会の開催等により、地域における訪問活動のより一層の推進を図る。

### イ 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。ただし、都道府県・指定都市は地域の実状に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

### ウ 実施方法

- (ア) 本事業を実施する都道府県・指定都市には、民生委員、保健所、特定非営利活動法人等の各代表により構成された訪問支援活動推進検討委員会を設置するものとし、在宅の高齢者に対する支援策の現状を把握し、今後の支援策の展開の検討等を行う。

(イ) 地域で訪問支援活動を先駆的に行っている者を対象に、在宅の高齢者に対する訪問支援活動の実践的指導者となる訪問支援活動推進リーダーの養成研修を実施する。

研修カリキュラムは、以下を標準とする。

① 講義 計8時間

- 高齢者訪問支援活動入門（1時間）
- 対人援助の技術（1時間）
- 活動の基礎知識と援助方法（2時間）
- 高齢者福祉・保健・医療（1時間）
- 高齢期の身体と心（1時間）
- 家庭介護の方法（1時間）
- 地域の関係機関とサービス（1時間）

② 実技 計5時間

- 訪問等の技術（3時間）
- 簡単な家庭介護と救急法（2時間）

(ウ) 訪問支援活動推進リーダーを講師として、養成研修で得た知識・技能等を、地域で訪問支援活動を行っている者及び行おうとする者に対して講習会を開催する。

(エ) 高齢者訪問支援活動推進員の活動を事例集としてとりまとめ、今後の活動や在宅高齢者支援講習会の資料として活用する。

(オ) 本事業の実施に際しては、必要に応じ、その他関連する機関との連携を図ることとする。

## (5) 高齢者に関する介護知識・技術等普及促進事業

### ア 目的

本事業は、国民の介護に関する意識啓発や介護知識・介護技術の普及などにより、高齢者の生活の質の確保を図るとともに、高齢者を社会全体で支える地域づくりを支援することを目的とする。

### イ 実施主体

事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

ただし、事業の全部又は一部をこの事業を適切に実施することができると認

められる団体等に委託することができるものとする。

#### ウ 講習費

教材等については、利用者の実費負担とすることができる。

#### エ 事業内容

##### (ア) 高齢者生活支援のための意識啓発事業

###### ① 実施方法

広く、都道府県・指定都市の住民を対象に、高齢者介護に関する意識の啓発や介護の基礎知識を習得するための講習会、情報提供等を行う。

###### ② 対象者

当該都道府県・指定都市内に居住する者

###### ③ 事業内容

a 高齢者の介護についての意識啓発

b 高齢者の生活についての情報提供

c 高齢者の介護や生活支援に関する基礎知識を習得させるための講習会の実施

d 介護機器・住宅改修についての普及啓発、情報提供

e その他、本事業として適当と認められる事業

##### (イ) 高齢者介護に関する知識・技術習得講習会実施事業

###### ① 実施方法

講義と実技を取り入れた集中研修を通じ、介護に関する知識や技術を習得させることによって、高齢者介護や高齢者の生活支援を担う者を支援する。

###### ② 対象者

現に高齢者を介護している家族、高齢者を介護する可能性がある家族、現に高齢者に対するボランティア活動をしている者又は希望する者

###### ③ 実施場所

事業の実施については、介護実習・普及センターを有効に活用すること。ただし、他に適当な会場等がある場合は、これを利用して差し支えない。

###### ④ 事業内容

a 高齢者の身体介護に関する講義、実技

b 高齢者の食事に関する講義、実技

- c 高齢者の家屋内での事故防止に関する講義
- d 高齢者の服薬管理に関する講義
- e 介護機器の利用方法、利用手続きに関する講義
- f その他、本事業として適当と認められる事業

## (6) 高齢者地域支援体制整備・評価事業

### ア 事業の趣旨

介護予防・生活支援サービスの充実を図る市町村に対し、サービスの充実・強化に関する情報の提供等を行うことにより、都道府県・指定都市域全体における高齢者地域支援体制の充実・強化を図る。

### イ 実施主体

実施主体は、都道府県・指定都市とする。この場合において、都道府県・指定都市は、適切な事業運営が確保できると認められる都道府県・指定都市社会福祉協議会等に事業を委託することができるものとする。

### ウ 実業内容

#### (ア) 広報・啓発

地域住民に対し、介護予防・生活支援サービスを行うサービス提供団体活動への積極的な参加を促すための広報・啓発を行う。

#### (イ) 情報収集

介護予防・生活支援サービスに関する県内外の優良事例・先進事例の収集・分析を行う。

#### (ウ) 研究・開発

高齢者のニーズ等をもとに、新たな介護予防・生活支援サービスの研究・開発を行う。

#### (エ) 情報提供

(イ) 及び (ウ) の成果について、市町村に対し詳細に情報提供を行う。

#### (オ) その他、本事業として適当と認められる事業

## (7) 老人性痴呆指導対策事業

### ア 事業の趣旨

市町村が、高齢者やその家族に対して痴呆に関する正しい知識を付与し、若

しくは相談対応を行う場合などに、その技術援助を行い、もって地域の痴呆性高齢者等の保健医療・福祉サービスの向上を図ることを目的とする。

#### イ 事業主体

実施主体は都道府県とし、その責任の下に事業を実施するものとする。この場合において、都道府県は、適切な事業運営が確保できると認められる老人性痴呆疾患センター等に委託することができるものとする。

#### ウ 事業内容

##### (ア) 市町村の保健医療・福祉関係者への技術援助

- ① 市町村、市町村保健センター、在宅介護支援センター等の職員、地区医師会の会員等に対する研修会の開催
- ② 保健医療・福祉関係者からの電話照会の対応

##### (イ) 情報収集・情報提供

- ① 高齢者総合相談センター、保健所、福祉事務所等との連絡・調整
- ② 事業内容等に関する広報

##### (ウ) 専門相談の実施

##### (エ) 困難事例等個別の高齢者の処遇に係る関係機関との調整（ケースワーク）

#### エ 事業実施に当たっての留意事項

本通知の施行後に新たに指定した老人性痴呆疾患センターに本事業を委託することは認めないものとする。

### (8) 高齢者介護施設等支援事業

#### ア 事業の趣旨

地域における在宅高齢者に対する介護サービスの充実を図るため、高齢者介護施設等に対し、地域の実情に応じて福祉人材の就業の援助、人材確保相談、情報提供等の事業を実施する福祉人材センター等の運営に対して支援することにより、高齢者等の地域支援体制の充実を図る。

#### イ 事業主体

##### (ア) 都道府県福祉人材センター運営事業

実施主体は、都道府県・指定都市とする。この場合において、都道府県は、人材センターの指定を受けた都道府県社会福祉協議会、また指定都市は適切な事業運営が確保できると認められる指定都市社会福祉協議会にそれぞれ事

業を委託することができるものとする。

(イ) 福祉人材バンク運営事業

実施主体は、指定都市・中核市とする。この場合において、指定都市・中核市は適切な事業運営が確保できると認められる指定都市・中核市社会福祉協議会に事業を委託することができるものとする。

ウ 事業内容

(ア) 都道府県福祉人材センター運営事業

- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- ② 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会、講習会等の実施
- ③ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施

都道府県内の社会福祉事業の人材確保の現状と今後の動向についての情報収集及び調査研究を行う。

- ④ 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施
- ⑤ 福祉人材確保相談事業

社会福祉事業経営者に対し、社会福祉事業従事者の確保に関する相談に応じ、基本指針に規定する措置の実施に関する技術的事項について必要な援助を行う。

- ⑥ 福祉に関する啓発・広報事業の推進

福祉サービスに関する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。

- ⑦ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

(イ) 福祉人材バンク運営事業

- ① 福祉人材無料職業紹介事業の実施
- ② 福祉サービスに関する啓発・広報事業の推進

地域住民に対し、福祉サービスに対する理解と関心を高め、社会福祉を目的とする事業への就労を促進するための啓発・広報事業を行う。

- ③ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施